



政治改革及び企業・団体献金についての論点
経済同友会政治委員会中間報告

1999年3月1日

目次

はじめに

論点1 . 政治改革の推進 : 第9次選挙制度審議会の発足

論点2 . 政治資金の情報公開の促進

論点3 . 政治資金に関わる監査の充実と監督機関の設置

論点4 . 今後の企業・団体献金の考え方 : 4つの選択肢

はじめに

経済同友会政治委員会では、企業と政治の関わりを含め、「今後の政治改革の考え方についての意見」を今春に発表する予定である。民主主義と市場経済に基づく新しいグローバル社会が構築されつつあり、わが国は構造改革や企業改革に取り組んでいる。その中で、今後ますます政治の役割が期待されているものの、21世紀への国創りを目指した、もう一つの課題である政治改革についての議論は遅れていると言わざるを得ない。

国民の政治離れが指摘されて久しいが、政治の問題は、国民全体の課題である。そこで、これまで検討を重ねてきた我々の論点を広く公開し、意見を求め、幅広い議論を喚起し、最終的な考えを纏める予定である。政治改革の考え方や具体的方策について、多くの意見を歓迎したい。

< 主な論点の要旨 >

- 論点1:** 第9次選挙制度審議会を早急に発足する。「政党本位・政策本位の政治」の実現という1995年の政治改革の趣旨と実際の成果を検討し、さらなる政治改革を進める。迅速に議論を進め、速やかに必要な制度改革を行なう。
- 論点2:** 政治資金の情報公開を推進する。第1に政治資金報告書のコピーの許可、第2にインターネットによる政治資金の公開、第3に支出面における発生ベースを基本とした公開内容の具体化、第4に収入・支出とも公開基準の引下げを検討する。
- 論点3:** 政治資金の監視機能の充実を図る。第1に政治資金の監査制度の充実、第2に監督機関の設置を検討する。
- 論点4:** 今後の企業・団体献金については、以下の4つの選択肢を基本に検討する。なお、第4案については、政党の政策立案に限定した部分で企業・団体献金に代わる新しい仕組みを構築する必要がある。

企業・団体の資金の拠出先	1案	2案	3案	4案
資金管理団体（附則9条）	○	×	×	×
政党・政治資金団体（附則10条）	○	○	○	×
パーティー（政党・政治資金団体主催）	○	○	○	×
パーティー（資金管理団体・後援会主催）	○	○	×	×
政治資金の公開基準（*）	↓	-	-	

（*）公開基準：↓……大幅に引下げ（理想的には一円以上全て）
 -……そのあり方について検討

論点1. 政治改革の推進：第9次選挙制度審議会の発足

1995年に施行された政治改革では、「政党本位・政策本位の政治」を目指し、衆議院選挙における小選挙区比例代表並立制の採用、政党への公的助成の導入、政治資金の公開基準の抜本的見直しなどの制度改革が行われた。施行後4年を経過した今、政治改革の趣旨と実際の成果を検討し、さらなる政治改革の議論を開始する時に来ている。

そのために、早急に「第9次選挙制度審議会」を発足し、迅速に議論を進め、速やかに必要な制度改革を行うべきである。民主主義の基本である政治改革は、選挙制度審議会において、透明で開かれた国民的議論に基づき、実現する必要がある。それは、国民の政治への関心を高めるためにも重要である。

第9次選挙制度審議会で検討すべき課題は多い。第1に、「選挙制度」の問題である。そもそも、衆議院選挙における中選挙区から小選挙区比例代表並立制への変更は、政党本位・政策本位の政治を目的に、政治家個人中心の選挙から政党中心の選挙への転換を促し、政治家個人がカネのかからない政治を目指したものであった。昨今、現行制度の様々な問題が取り上げられているが、こうした目指すべき政治のあり方をもう一度明確にした上で、制度改革について検討するべきである。第2に、「一票の格差」の問題である。定数配分の仕方や「衆議院議員選挙区確定審議会」の機能について、改めて検討する必要がある（注）。第3に、「政党助成金」の問題である。政党助成金は、政党の公的性格を認め、政党財政基盤の充実を図るとともに、企業・団体献金の縮小や政治腐敗の防止による政治への信頼の回復を促すという目的で導入された。こういった目的に照らして、実際を検証する必要がある。その際、政党支部のあり方、政党本部と支部との関係や支部と政治家個人との関係、政党本位の政治という観点からの「政党法」の制定など、幅広い論点から議論を進める必要がある。

このような政治改革の目的と実際の成果の検討を通じて、政治資金のあるべき姿や企業と政治の関係を明確にすることが重要である。本年の課題である「政治資金規正法」附則第9条・第10条の問題は、開かれた議論が必要であり、第9次選挙制度審議会で、早急に取り組み、年内に結論を出すべきである。それが、国民の政治への信頼の回復をもたらすことにつながる。

(注)経済同友会は、「一票の格差」について、衆議院の小選挙区では原則1.5倍未満であるべきで、それは衆議院議員選挙区画定審議会法の規定にある「まず、各都道府県に1を配分する」という部分を撤廃することにより、ある程度解決すると主張してきている。また、併せて「衆議院議員選挙区画定審議会」を実質的に機能させることを提言してきた。

論点2 . 政治資金の情報公開の促進

政治資金について国民の理解を得るためには、情報公開が最も重要な課題である。現在の政治資金収支報告書の情報公開は極めて不満足なものである。公開方法では、中央分は自治省の政治資金課、地方分は自治体の選挙管理委員会における閲覧のみで、コピーさえ許可されていない。また、支出面に関する公開内容については、決済日処理であって、その内容も明確ではない。さらに、公開基準については、収入・支出とも原則5万円以上で、パーティーへの拠出については20万円以上となっている。政治資金の情報公開を進めるために、第1に、政治資金収支報告書のコピーの許可、第2に、インターネットによる政治資金の公開、第3に、支出面における発生ベースを基本とした公開内容の具体化、第4に、収入・支出ともに公開基準の引下げを検討する。

論点3 . 政治資金に関わる監査の充実と監督機関の設置

わが国の政治資金規正法は、その監視について、「政治資金の収支の流れ及び政治団体の資産を広く国民に公開し、その是非については国民の不断の監視と批判に委ねる」としているが、先述のようにその公開は不満足なものであり、国民の監視にたえるものではない。政治資金について国民的理解を促すためにも、監査や監督などの監視機能の充実が必要である。

第1に、政治資金の監査制度の充実を検討する。ドイツやフランスでは、公認会計士による政治資金の監査が義務付けられている。わが国では、政党助成金に関わる

部分についてのみ外部公認会計士による監査が義務付けられているが、これを政治資金全般に広げることを検討する。

第2に、政治資金の監督機関の設置を検討する。米国ではFEC(連邦選挙委員会)、フランスではCCFP(選挙運動及び政治資金全国委員会)といった、政治資金に関する独立の情報公開・監督機関が設置されている。また、イギリスでも政治資金改革について取り纏めたニール委員会報告の中で、政治資金の情報公開と監督を行う機関として、選挙委員会の設置を勧告している。わが国においても、このような監督機関の設置を検討する。

論点4. 今後の企業・団体献金の考え方: 4つの選択肢[

戦後の長い期間に渡って、企業献金は、わが国の市場経済体制を守るために、保守政党を政治資金の面から支援するという重要な役割を担ってきた。その意味で、企業献金は社会的認知を得ていたといえる。しかし、今や、市場経済の維持と言う大義名分は失われ、企業の株主重視という側面からも、これまでのような形で企業献金を行うことが難しくなっている。

一方で、企業は重要な社会構成員の一つとして、政治との関わりを持ち続けることが必要である。資本主義と民主主義に基づく社会においては、企業は社会の一員として、政党を支援する政治的自由を持っている。それは、一企業の利害を超えて、わが国経済の健全かつ安定的成長を維持するために必要な政策に、企業の意見を反映させることである。しかし、これまでの企業献金を中心とする企業と政治との関係は、ある種の不透明感を含んでいたことも否定できない。今後は、国民からみて分かりやすい単純な関係として、再構築する必要がある。それは、以下の4つ考え方に分類することができる。これらのどの方策を採るべきか、この論点公開により、広く議論を喚起したい。

企業・団体の資金の拠出先	1案	2案	3案	4案
資金管理団体(附則9条)	○	×	×	×
政党・政治資金団体(附則10条)	○	○	○	×
パーティー(政党・政治資金団体主催)	○	○	○	×
パーティー(資金管理団体・後援会主催)	○	○	×	×

(注) 第1案は、公開基準の大幅な引下げを前提とする

第1案は、「政治資金規正法」附則第9条と第10条に基く措置をせず、現在の企業・団体献金の枠組みを残すものであるが、政治資金の公開基準について、収入面と支出面ともに、大幅に引下げ、理念的には「一円以上全て」と改正する方法である。すなわち、政治資金をガラス張りにすることで、資金管理団体向けの企業・団体献金につき「禁止する措置を講ずるものとする」と定めた「政治資金規正法」附則第9条に基く措置を行わないという考え方である。これにより、現在の献金とパーティーの間にある公開基準の格差を是正することにもなる。そして、政治資金の取扱いに関する、法律上の問題の有無については、外部公認会計士や監督機関による実質監査を行い、また、政治資金の流れの是非については、国民の監視に委ねるといものである。

第2案は、資金管理団体への企業・団体献金の禁止について、附則第9条に定められた条文の主旨と制定の背景を尊重し、条文通り廃止するものである。なお、政党及び政治資金団体への企業・団体献金は、政治資金の透明性の確保と、監査・監督機能の充実を前提に、現状の仕組みを維持する。

第3案は、第2案同様、政党及び政治資金団体への寄附を、政治資金の透明性の確保と監査・監督機能の充実を前提に維持するものではあるが、企業・団体による資金管理団体への寄附の禁止に加え、企業・団体による資金管理団体及び後援会主催のパーティーへの拠出をも禁止するものである。

第4案は、企業・団体献金の禁止を意味する。そして、この場合、一般的な政治資金の拠出に代わり、企業と政治を結ぶ新しい仕組みを構築する必要がある。それは、企業またはそれを代表する組織が、政党の政策立案に関する部分に限定して、政治に貢献するものである。

これには二つの考え方がある。第一は、企業またはそれを代表する組織による政党の政策立案部門への資金提供及び人材交流である。この場合には、政党の政策立案部門を人事と財政の両面で政党本体から独立させることを基本とする。第二は、政党の民間シンクタンクへの政策立案依頼に対し、プロジェクトごとに資金的援助を行うという方法である。

以上